

地方運輸局（国土交通省）公開討議 議事概要

1. 開催日時 平成 22 年 5 月 24 日（月）15：45～16：25
2. 場所 内閣府講堂（内閣府本府庁舎地下 1 階）
3. 出席者
 - （国土交通省）三日月政務官、他事務方
 - （自治体側）古川佐賀県知事、飯泉徳島県知事、石垣新見市長、阿部川崎市市長、小沢毛呂山町長
 - （戦略会議側）北川主査、大塚副大臣、逢坂補佐官

冒頭、北川主査及び大塚副大臣からあいさつと公開討議の趣旨の説明（総合通信局の議事概要を参照）があった。提出資料に基づき、国土交通省から地方運輸局の概要及び出先機関改革の基本的論点に対する見解の説明がなされた後、議論が行われた。その概要は、以下のとおり。

【(戦)：地域主権戦略会議側、(地)：地方自治体側、(国)：国土交通省】

- (国) 地方運輸局が担っている業務には地方自治体で行われていないものが多く、二重行政になっていないことが多いのではないかと感じている。地方自治体が担っていない、全国一律に関わる運輸の基準の現場での執行というものを確認するのが地方運輸局であるということが今の業務の実態ではないかと感じている。将来的なことを申し上げれば、交通基本法を検討しており、全国の中にある交通の格差を埋めるための移動の権利を保障すべく今、立法化を検討中。今日頂く御指摘、今後この地域主権戦略大綱の中に盛り込まれる視点を生かしながら、交通基本法の在り方についても検討していきたいと考えている。その中で国と地方の役割、官と民との役割分担を不断に検証して参りたい。
- (国) 国民の安全を確保していくことは基本的に国の業務と思っている。運輸の安全の確保を誰が担うべきかを検討する場合には、安全の基準を誰がつくるかということをもまず考えるべきである。現在の国の業務を地方に移管した場合、どういう問題が生じるのか。まず、安全基準を地方でそれぞれ別々に決めたら、国際的な問題もあり、流通の問題でも大きな問題があると思っている。では、基準はとりあえず作って、執行だけをとりあえず地方に任せてくれという議論があるかと思うが、これについては、地域差が発生するのかどうか、あるいは地方でそういう業務に当たる方の知識・ノウハウの集積がうまくいくのかどうか、将来的な体系の中でうまくいくのかどうかということを考えている。今後、道州制や基礎自治体の関係も含めて地域における体制はどうなっていくのか、職員の処遇をどうしていくのか、ということも含めながら今後議論させて頂ければと思っている。
- (地) 交通基本法の話があった。人が動く、地域で暮らしていくのが当たり前になったときに、それをどう確保していくのかということが重要になるときに、それを扱うのが地方運輸局ということは疑問である。地域に根ざした移動を考えるとときには、移動してどこに行くのか、何をしに行くのかということについて、私どもは関心があるが、運輸局の人たちは必ずしも関心があるようには見えない。県や市町村の方に任せていった方が住民の方たちにとって満足度の高い行政が低コストで実現できると思っている。
- (地) 地方では、特に「移動の権利」が失われつつある。新政権で交通基本法を作るというのであれば、こうした地域振興になる運輸対策の関係については是非地方の方にしっかりお任せいただいた方がよいのではないかと。

- (地) 国が世界に通じる安全基準を作るのは当たり前で、それを守らせるのも国の責任。国が作るのではなければ基準がばらばらになる。どこが作るのかという発想はおかしい。
- (国) 国民の移動や交通、運輸、物流に関する安全に関する基準は国で定めるが、一方、それをどう執行して守る体制をとるのかということについては、議論の余地があると思う。先程の説明を補足するが、民間が担う部分、官が担う部分がある。もしくは国や地方のどこになるかというのはある。安全に関する業務は、国が一律に最低限の基準を定めて一元的な組織で運用を担保していくことが必要だと思っている。ただし、地域の公共交通に関すること、観光振興に関するようなことについては、国からもっと地方に、それは広域的な都道府県がいいのか、もっと広域的な行政体がいいのか市町村がいいのか、この役割分担はあると思うが、そういう観点で組織の見直し、業務分担の見直しをしていくことはできると思っている。
- (地) 観光も観光庁と運輸局、県、場合によっては市町村が担っており、二重行政ではなくて多重行政になっている。こうしたことも踏まえ、原則廃止という考え方に沿って、こっちは残した方が国家的にはプラスだとかというような観点でまとめて頂ければと思う。
- (戦) 整備局と同様、運輸局の方も、もちろんディテールについては色々な議論はあるにせよ、基本は移管するという線でよいか。もし、この方針で基本的にいいということであれば、ディテールは議論するにしても例えば観光については手放そうというご判断があり得るか。
- (国) ディテールについては、議論を整理するにしても、大枠は全国知事会中間報告の提案でよい。ただし、ディテールの部分で、鉄道事業の許認可・監査、旅客運送事業のバス・タクシーの許認可・監査、トラック事業の許認可・監査をどの地方、どの公共団体で担うのかということは、圏域を越えて動く業態なので、整理が必要。
- (戦) 大変前向きなご回答で感謝する。運輸局の業務を自治体が担われることとなったときに、県境にまたがったときの調整をどうするかということにもアイデアがあれば、現時点での感触をご教示願いたい。
- (地) 現時点ではいくつかあり、1つは協議会方式。もう1つは広域連合を作るというやり方。また、いくつかの都道府県にまたがる事業者に対する規制として、本社所在地の都道府県がそれを監督実施することにして、他の県に対してもその県が検査権限、監査権限を及ぼすというやり方がある。
- (国) 地域の公共交通のことは地域が一番良く知っており、霞が関では中々わからない。やはりできるモード、できる分野のできる地域から取り組み、できないところはより広域で補完性の原理で取り組む視点も、この運輸局の場合大事だと思う。
- (戦) 是非今後前向きに、原則廃止を前提にお考えを頂きたい。できない理屈を並べて頂いたのでは話が前に進まないということを申し上げておきたい。

(以上)